

静岡福祉大学教職課程委員会規程

(趣旨)

第1条 静岡福祉大学委員会等設置規程第1条第3項の規定に基づき、静岡福祉大学に、高等学校教諭養成及び幼稚園教諭養成のための効果的な教育の在り方を審議するとともに、担当教員相互の協力関係を構築することにより、高等学校教諭養成教育及び幼稚園教諭養成教育の内容を向上させることを目的として、静岡福祉大学教職課程委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職課程科目を担当する専任教員
- (2) 学生・教務課長
- (3) 前2号の者を除く教職員

(審議事項等)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 高等学校教諭養成教育及び幼稚園教諭養成教育の枠組み構築、実施及び評価
- (2) 高等学校教育実習の枠組み構築、実施及び評価
- (3) 高等学校教育実習事前・事後指導の実施
- (4) その他高等学校教諭養成教育及び幼稚園教諭養成教育の実施に関する事項

(会議)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、第2条第1号又は第3号の専任教員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

(保育実習委員会との連携)

第5条 幼稚園教諭養成教育の実施については、保育実習委員会と連携して行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務部学生・教務課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則 (平成 28 年 9 月 23 日程第 46 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。